

令和8年度

吹田市

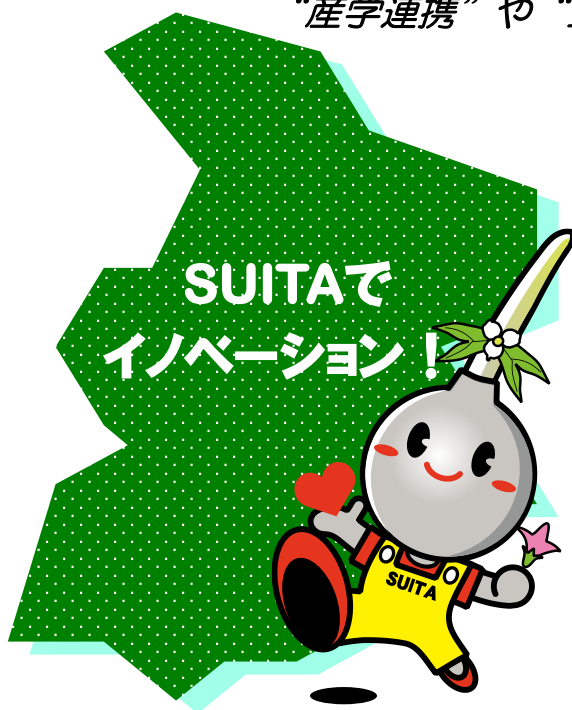
地元企業等共同研究開発事業補助金

募集要項

【募集期間】 令和8年5月7日（木）～6月19日（金）

“産学連携”や“企業間連携”を
応援します！

最大500万円！



吹田市 都市魅力部 地域経済振興室

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

直通電話番号 06-6170-7217

FAX 番号 06-6384-1292

1 概要

市内事業者の技術開発力の向上や新分野進出の円滑化を図るために、産学連携や企業間連携による新技術や新製品の研究開発に必要な経費の一部を補助金として交付します。

2 補助対象者

補助対象者は、次のいずれかに該当する者としてします。

ア 産学連携の場合

市内に主たる事業所を有する事業者で、大学又は研究機関等との共同により、新技術や新製品の研究開発事業に取り組もうとするもの

イ 企業間連携の場合

2者以上の事業者で組織する団体（以下「事業者団体」という。）であり、半数以上が市内に主たる事業所を有する事業者団体であって、共同により新技術や新製品の研究開発事業に取り組もうとするもの

※ア及びイの事業者及び事業者団体の構成員は、市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしている場合は対象外となります。また、前年度（令和7年度）に本補助金の交付を受けた場合は、今年度の応募はできません。

3 補助対象事業

交付決定日（※1）以降に実施し、令和9年3月31日（水）（※2）までに終了する事業で、次のいずれかに該当するものとしてします。

- ア 大学又は研究機関等と共同で実施する研究開発事業
- イ 事業者団体の構成企業が共同で実施する研究開発事業

- ※1 交付決定日は、事業の認定日以降となるため、令和8年7月下旬頃になる見込みです。
- ※2 事業実施期間が2年度間にわたる場合は、交付決定日から令和10年3月31日（金）までに終了する事業
- ※3 交付決定を受けるためには、吹田市地元企業等共同研究開発事業認定審査会（以下「審査会」という。）において事業の認定を受ける必要があります。
- ※4 国、大阪府等から補助金を受けている事業及び受ける見込みのある事業は、補助対象となりません。

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とします。

- ア 原材料、副資材及びソフトウェアの購入費
- イ 機械装置及び工具器具の購入費及び借用費
- ウ 設計、加工、検査、分析、調査等に係る外部委託費 ※1
- エ 大学又は研究機関等との共同研究（研究終了後に研究の成果が大学又は研究機関等に帰属するものを除く。）に要する経費 ※2
- オ 外部専門員及び指導員等に係る技術指導費及び技術支援費

※1 ウに掲げる経費は、補助対象経費の総額の2分の1以内とします。

※2 エに掲げる経費は、補助対象者が補助対象事業の実施に当たって、大学又は研究機関等の共同研究規程等に基づき支払った経費とします。

5 補助金の額

1件当たり上限500万円（補助率2分の1）

6 申請方法

(I) 提出書類

ア 産学連携の場合

- (ア) 地元企業等共同研究開発事業認定申請書【様式第1号】
- (イ) 企業概要書【様式第2号】
- (ウ) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (エ) 開業届出書の写し（個人の場合）
- (オ) 直近の確定申告書の写し（決算書を含む。）
- (カ) 認定を受けようとする事業に係る事業計画書【様式第5号】
- (キ) 認定を受けようとする事業に係る収支予算書【様式第6号】
- (ク) 直近の年度（事業年度）に係る市町村民税の納税証明書（非課税の場合は、非課税を証する書類）

イ 企業間連携の場合

- (ア) 地元企業等共同研究開発事業認定申請書【様式第1号】
- (イ) 団体概要書【様式第3号】 及び 構成員名簿【様式第4号】
- (ウ) 構成員全員分の履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (エ) 構成員全員分の開業届出書の写し（個人の場合）
- (オ) 構成員全員分の直近の確定申告書の写し（決算書を含む。）

- (カ) 認定を受けようとする事業に係る事業計画書【様式第5号】
- (キ) 認定を受けようとする事業に係る収支予算書【様式第6号】
- (ク) 構成員全員分の直近の年度（事業年度）に係る市町村民税の納税証明書（非課税の場合は、非課税を証する書類）

- ※1 様式第1号～第6号は、吹田市のホームページからダウンロードして使用してください。
- ※2 (ク)は市町村民税（各市町村発行）に関する書類です。国税（各税務署発行）の納税証明書ではありませんので御注意ください。
- ※3 提出書類は、審査結果に関わらず返却いたしません。
- ※4 内容を補足するために、追加の資料の提出を依頼することがあります。

(2) 提出方法

(1)の提出書類を、正本1部、写し6部、合計7部作成の上、それぞれ(ア)～(ク)の順に並べ、原則A4サイズに統一、クリップ留めし、令和8年6月19日（金）までに、原則、郵送で提出してください。

また、様式1～6号については、PDF等のデータも送付をお願いします。

<提出先>

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
吹田市 都市魅力部 地域経済振興室
sanro_s@city.suita.osaka.jp

(3) 受付期間

令和8年5月7日（木）～6月19日（金） ※必着

7 事業の認定

(1) 認定事業数

2件程度

※申請状況により、予算の範囲内で事業の認定及び補助金の交付を行います。

(2) 認定方法

事業の認定は、学識経験者や外部の有識者で構成する審査会に諮り、決定します。

申請者は、審査会において、事業計画についてのプレゼンテーションを行い、審査を受けることとなります。

認定に当たっての評価項目は、研究開発の独創性、技術面、事業の運営体制、実現性、事業金額及び費用積算根拠の妥当性等を中心に審査を行い、認定の可否を決定します。

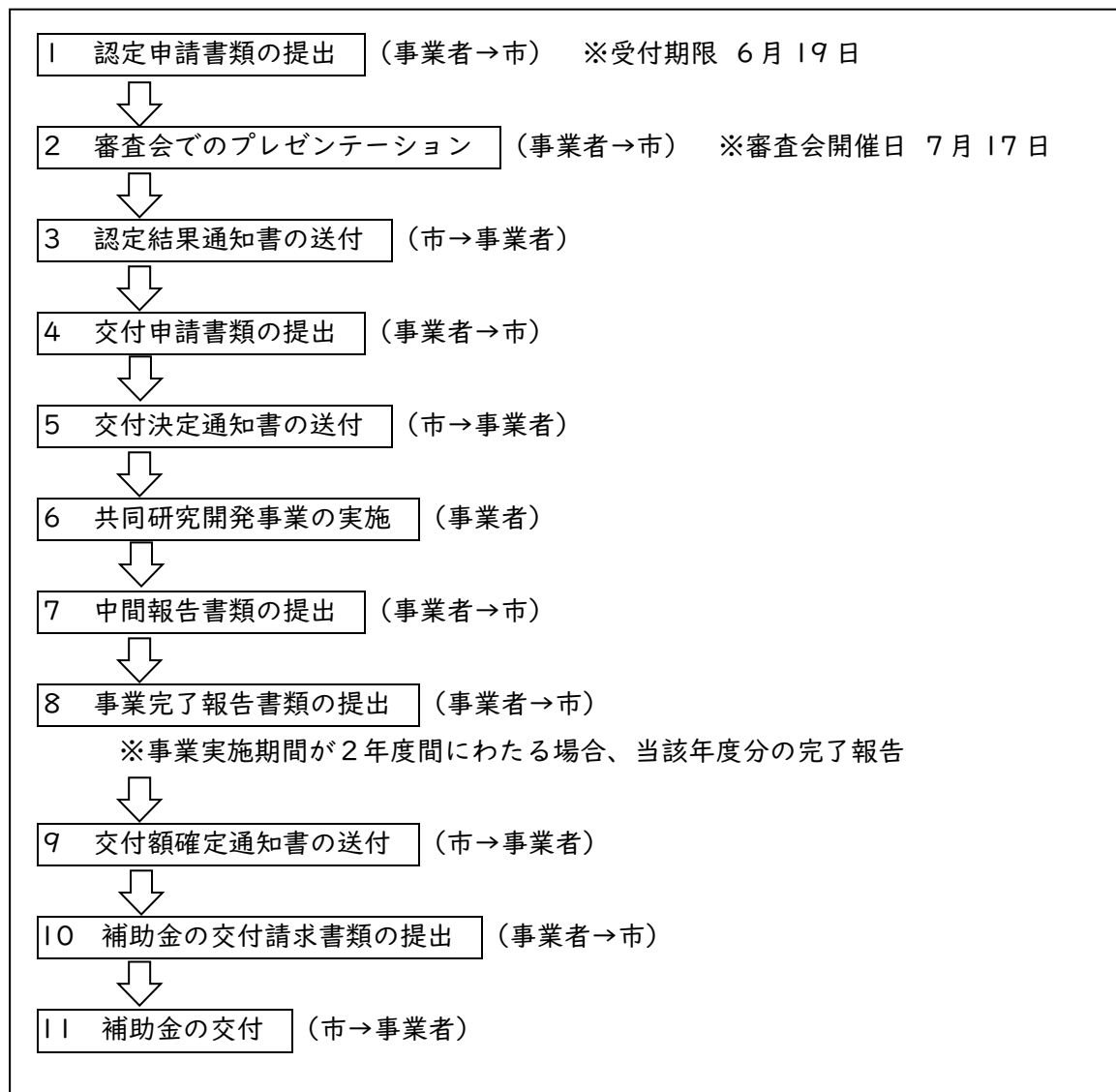
(3) 審査会開催日

令和8年7月17日(金)

(4) 審査結果

7月下旬頃に、文書にて申請者に個別に通知します。

8 補助金交付手続きの流れ



※補助対象事業の実施期間が2年度間にわたる場合は、年度ごとに補助金の交付申請を行う必要があります。その場合でも、補助金交付額の合計は、2年度間で500万円が上限です。

申請にあたっての注意事項

1 補助対象経費について

(1) 補助対象経費は、交付決定を受けた日以降に支出した経費であって、交付決定を受けた年度の末日（3月31日）までに支払いが完了する経費に限ります。

(2) 補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿と、以下の書類を整備し、補助対象事業完了後10年間保管してください。今後、補助金の交付手続き等に際して提出を求める場合があります。

- ・補助金の申請者の名義が記載された注文書及び注文請書、納品書、請求書、領収書等の証拠書類
- ・発注図面、仕様書等
- ・銀行振込等で、領収書が発行されない場合は、支払い手続きが完了したことが分かる書類等

(3) 経費の支払いに際しては、補助対象事業と他の事業の経費を区別して支払いをしてください。やむを得ず他の事業の経費と一括して支払いをした場合には、補助対象経費と他の事業の経費の明細を整理して、保管してください。

(4) 主な補助対象外経費は以下のとおりです。

- ・交付決定日より前に契約又は発注並びに支出を行った経費
- ・直接人件費、振込手数料
- ・パソコン、プリンター等汎用性があり、補助対象事業の目的以外での使用になり得るものの購入及び借用等に要する費用

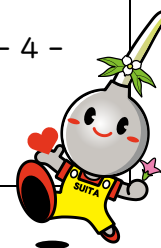
2 事業の公表について

本補助金の交付を受けた事業については、当該事業を実施する事業者及び共同で事業に取り組もうとする事業者、大学、研究機関等の名称、当該事業の名称、概要及び交付額を吹田市ホームページ上で公表します。

チェックリスト

～ 提出の前に、もう一度御確認ください ～

確認事項	参考ページ
<p>【要件について】</p> <p><input type="checkbox"/> 産学連携又は企業間連携による研究開発事業となっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 企業間連携による研究開発事業の場合、事業者団体として応募するものですか。また、団体の構成員の半数以上が吹田市内に主たる事業所を有する事業者となっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象経費のうち、委託費の占める割合は総額の2分の1以内となっていますか。</p>	<p>- 2 -</p> <p>- 2 -</p> <p>- 3 -</p>
<p>【提出書類について】</p> <p><input type="checkbox"/> 提出書類は、(ア)～(ク)の全てが揃っていますか。 (それぞれ正本1部、写し6部、計7部作成)</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る収支予算書に、事業経費の資金調達方法が明記されていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 確定申告書の写し、納税証明書は直近の年度（事業年度）のものになっていますか</p>	<p>- 3 -</p> <p>- 4 -</p> <p>- 4 -</p>



◇申込み・問合せ先◇

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

直通電話番号 06-6170-7217

FAX番号 06-6384-1292

メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp